

〔研究ノート〕

# 近畿地方における「土地抵当貸付」の態様と性格

——大蔵省勸業農工銀行係『土地抵当貸付調』よりみた——

加藤 幸三郎

## 1 はじめに

前稿では、副題に掲げた『明治三十年六月 土地抵当貸付調 大蔵省勸業農工銀行係』を素材に、秋田県を含む東北六県の「土地抵当貸付」の態様について考察を加えた。あわせて、そこで指摘されているように、全国道府県知事宛てに、時の大蔵大臣松方正義ならびに本学の創設者の一人でもある大蔵次官 法学博士 田尻稲次郎がともに、「土地景況調査」の回答の至急提出・報告をもとめているのである。

そこでは、本資料を最初に検討された拝司静夫氏も指摘されてはいないが、大蔵省側としては各銀行検査官による調査報告と並んで各道府県庁あてにも同様の調査報告を求めたものと考えられる。

しかも、東北水稲単作地帯に包含される秋田県は、都市銀行に包摂される「第一銀行秋田支店」や「第四十八銀行秋田本店」では、必ずしも「土地抵当貸付」を好まず、逆に土崎・能代・大曲・横手・湯沢・増田といった各支店や出張所では、「米穀流通」・「米穀販売」と関連しあいながら、階層的に銀行（支店）—高利貸（商人・地主・富農など）—小農（細農・小作農など）といった貸付ルートを通じて地主層の土地集中が一層進展したと考えられる。いわば、地主制の展開を促進する上で、零細な私立銀行や銀行類似会社などによる貸付が大きな役割を果たしたのである<sup>1)</sup>。

それで前稿と同じく、まず考察の前提となる二つの関連資料 { (A) 「土地抵当貸付調」と (B) 「秋田県庁文書」 } を示しておこう<sup>2)</sup>。

## 2 資料の内容

### A) 「土地抵当貸付調」

#### 「土地抵当ノ現況調査項目」

##### 第一 銀行、土地抵当貸付、実況

- 一、土地抵当ハ次第ニ増加スルノ傾向ナルカ将タ減少スルノ傾向ナルカ。
- 二、抵当トナル土地ハ宅地主ナルカ農作地主ナルカ、且ツ其割合如何。
- 三、宅地抵当ト農作地抵当トハ孰レカ増シ、孰レカ減ズルノ傾向ナルカ。
- 四、銀行ハ土地抵当ヲ好ムヤ、又土地抵当中宅地ト農作地トハ孰レヲ好ムヤ、又其理由ハ如何。
- 五、土地抵当貸付ノ利子ハ如何、其最高最低及ビ通常ノモノヲ問フ（ナルベク宅地ト農作地ト

- ニ區別スベシ), 且ツ其利子ト他種抵當貸付ノ利子トノ高低如何。
- 六, 土地抵當貸付ノ期限如何, 期限ニ至リ書換ノ多少又其度数如何 (ナルベクト農作地トヲ區別スベシ), 且ツ之ヲ他種抵當貸付ニ付テ顯ハルルモノト比較セハ如何。
- 七, 期限ニ至リ, 書換ニ付テハ証書ヲ新ニスルコト前証書ニ延期証書ヲ付スルト孰レガ主トシテ行ハルルヤ, 又書換ニ要スル費用ハ如何 (登記料, 証券印紙税, 銀行ニ払フベキ手数料, 書換ノ月利子ヲ重複ニ払フコト等ニ用ウル費用)
- 八, 書換毎ニ貸付利子ヲ高クスル如キ事實アルヤ。
- 九, 銀行ハ抵當地価格ノ凡ソ幾割迄貸付クルヤ, 宅地ト農作地トニ付テ如何程ノ差アリヤ。
- 十, 抵當地価格ハ如何ナル方法ニヨリ若クハ何ヲ標準トシテ見積ルヤ。
- 十一, 銀行ハ既ニ抵當トシテ登記セラルル土地ヲ更ニ抵當トシテ貸付クルコトアリヤ。
- 十二, 抵當地ノ抵當流レトナル割合如何 (ナルベク宅地ト農作地ト區別スベシ), 又之ヲ他ノ抵當物ト比較セバ如何。
- 十三, 抵當流レノ土地ヲ売却スルノ難易如何, 且ツ宅地ト耕作地トノ差如何。
- 十四, 抵當流レノ土地ノ最初ノ見積り価格, 之ニ對スル貸付金額及ビ公売金額如何 (最初ノ見積り価格ト其公売價格トノ差最モ大ナルモノ最モ小ナルモノ及ビ通常ト認ムベキモノノ三件ヲ示セバ足ル)。
- 十五, 抵當流レノ土地ヲ公売スルトキハ重モニ如何ナル職業者ニ歸スルカ。
- 十六, 土地抵當貸付金ハ期限ニ至リ返済ナキトキハ強制執行ヲ裁判所ニ仰グト予メ借用証書ニ抵當物売却ノ委任狀ヲ添付セラレアルト兩者孰レガ通常ナルカ。
- 十七, 銀行ニ於テ土地抵當ニ貸付クル金額ハ一口幾円以上ナルヤ, 又一口幾円ヨリ幾円迄ノモノ最モ多キヤ。
- 十八, 銀行ニ土地ヲ抵當トナス債務者ハ如何ナル職業ノモガ主ナルヤ, 且ツ諸職業者ノ割合如何。
- 十九, 土地抵當債務者中如何ナル職業者ガ次第二増加シ如何ナル職業者ガ次第二減少スルヤ。
- 二十, 土地抵當貸付金ハ如何ナル目的ニ用ユルモノ重ナルヤ (債務者ガ轉貸ノ目的ヲ以テ借受クルモノニ付テハ特ニ注意シテ調査スベシ)。
- 二十一, 如何ナル用途ニ借受ケタルモノガ若クハ如何ナル職業ノ債務者ガ期限ニ至リ書換ヲ為スコト及ビ抵當流レヲ為スコト最モ多キヤ。
- 第二 銀行以外ニ於ケル土地抵當貸付ノ実況
- 一, 各地方ノ市街及ビ村落ニ於テ土地抵當貸付ヲ業ト為ス者ノ概數。
- 二, 是等貸付業者ノ近年ノ盛衰如何。
- 三, 是等貸付業者ハ何レヨリ其貸付資金ヲ得ルヤ。
- 四, 營業ニアラズト雖モ土地ヲ抵當トシテ貸付ヲナスモノアラバ, 其如何ナル種類ノモノ多キヤヲ挙グベシ。
- 五, 是等ノ貸付業者ノ債務者ハ重ニ如何ナル種類ノモノナルヤ。
- 六, 債務者ハ重ニ如何ナル用途ニ借受クルモノナルヤ。
- 通常貸付金利子ノ歩合ハ如何。

近畿地方における「土地抵当貸付」の態様と性格

- 七、通常利子ノ歩合ハ如何。
- 八、通常貸付期限ハ如何、又期限ニ至リ書換ハ通常ナルヤ否ヤ。
- 九、書換ニ要スル費用ハ如何。
- 十、貸付契約ニ於テ貸付業者ガ自己ノ利益ノ為メ徴求スル条件ハ如何（ナルベク借用証書其副書等ノ写ヲ得ルコトヲ務ムベシ）。
- 十一、其他ノ点ニ付テナルベク銀行ノ土地抵当貸付ト比較シテ調査スベシ、特ニ左ノ点ニ注目スルヲ要ス。
  - (一) 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概シテ中産以上ノモノニシテ其他ノ貸付業者ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概シテ細民殊ニ細農ナル事実存セザルカ。
  - (二) 銀行ヨリ貸付ヲ受クルモノハ概シテ事業用ノ資本ニシテ其他ノ貸付業者ヨリ貸付ヲ受クルモノハ生計上ノ融通ノ為ニスルモノナルノ事実存セザルカ。(注意) 凡テ調査項目ハ統計ノ得ラルベキモノハ之ヲ集ムルヲ務ムベシ。調査項目ニ載セザルモノト雖モ猶ホ土地抵当ニ関スル事実ハ之ヲ集ムルヲ務ムベシ。』<sup>3)</sup>

さて、私見ではこれと相関連するというか、表裏一体の関係とも言うべき松方大蔵大臣による「道各府県」知事あての「私立銀行ノ景況」調査ならびに「其管下土地抵当貸付金ノ景況」調査依頼（「秋田県庁文書所」）で、以下のような内容である。

B) 「秋田県庁文書（自明治二十一年至明治二十九年 第五課農商課事務簿 商工之部 全）」  
「 官房 秘二四六号

其管下土地抵当貸付金ノ景況ニ関シ調査ヲ要スル儀有之候条別紙調査項目ニ準ジ至急取調来ル六月三十日迄ニ送付スベシ

明治二十八年五月二十日

大蔵大臣 伯爵 松 方 正 義(印)

秋田県知事 平 山 靖 彦 殿

「 官房 秘二四七号

今般大臣ヨリ命令相成候土地抵当銀行制度調査上参考トシテ必要有之候儀ニシテ至急煩勞ニ涉リ居候故、勿論精細ナルモノヲ得ラレ候ハハ此上モナク候得共御管下ニ於ケル大体ノ景況ヲ視ルニ足ルモノニテモ差支無之ト存候間本官ヨリモ御依頼旁此段御含ミマテ申進候也

明治二十八年五月二十日

大蔵次官 法学博士 田 尻 稻 次 郎(印)

秋田県知事 平 山 靖 彦 殿

「 調 査 項 目

- 一 専業ト兼業トヲ問ハス銀行以外ノモノニシテ土地ヲ抵当トシテ金錢ヲ貸付スル会社又ハ一個人ノ営業ニ係ルモノノ員数、其資本額及貸付金一口ノ平均金高

二 土地抵当借入金ノ利率，期限，抵当地価格ノ何割マテヲ借入ルルヤ  
 三 土地抵当借入及農産物質入ニ関スル地方慣例並ニ農家負債現況ノ大要  
 「八七三号

北海道  
 府 県

今般調査ヲ要スル義有之候条其管下各私立銀行貸金ノ景況別紙調査項目ニ準シ至急調査セシメ来  
 ル六月三十日迄ニ取纏メ送付スヘシ  
 明治二十八年六月二十日

大藏大臣 伯爵 松 方 正 義 」

「 調 査 項 目

本店又ハ支店名称

明治二十七年十二月三十一日現況

一貸付金	幾	口	何	円
内 期限過貸付金	幾	口	金何	円
滞 貸 金	幾	口	金何	円

右貸付金ヲ類別スレハ左ノ如シ

期限ノ長短ニヨリテノ區別

一金何 円	幾	口	一箇月未滿
内土地抵当金	何 円	幾 口	同
一金何 円	幾	口	何箇月
内土地抵当金	何 円	幾 口	同
一金何 円	幾	口	一箇年
内土地抵当金	何 円	幾 口	同

右利息歩合ハ期限ノ長キモノ何程短キモノ何程

抵当ノ種類ニヨリテノ區別

一金何 円	幾	口	公債証書
一金何 円	幾	口	(株) 券
一金何 円	幾	口	穀 類
一金何 円	幾	口	地 所
一金何 円	幾	口	肥 料
一金何 円	幾	口	家 屋
一金何 円	幾	口	雜 品
一金何 円	幾	口	信 用

右利息歩合ハ土地何程家屋何程動産何程及土地価格ノ何割マテ貸付クルヤヲ示スヘシ  
 借主ノ職業ニヨリテノ區別

近畿地方における「土地抵当貸付」の態様と性格

一金何円	幾	口	農
一金何円	幾	口	工
一金何円	幾	口	商
一金何円	幾	口	市町村役場其他合
一金何円	幾	口	雑業
一金何円	幾	口	会社

書換ノ度数ニヨリテノ區別

一金何円	幾	口	書替サル分
一金何円	幾	口	一度書替ノ分
一金何円	幾	口	二度書替ノ分
一金何円	幾	口	三度書替ノ分

一 年賦貸付金アラハ其金高口数ヲ期限ノ長短及借主ノ職業抵当品ノ區別等前項ニ準シテ別項ニ列記シ且償還ノ方法ヲ付載スヘシ

質流レ物件

一 元貸付金高 何円 質流物件 幾点  
内訳左ノ如シ

一 元貸付金高	流 込 年 月 日	口 数	流 込 物 件
何 円	何 年 何 月 何 日	幾 口	耕地何反何畝何歩
何 円	同	同	山林何反何畝何歩
何 円	同	同	宅地何反何畝何歩或ハ幾坪
何 円	同	同	家屋 幾 棟
何 円	同	同	公債 株 券
何 円	同	同	雑品 幾 点

右質流物件ヲ売却スルノ方法（其売却ハ競売ニ付スルヤ其他ノ方法ニ依ルノ類）、売却ノ上幾許ノ売増シ売損アルヘキヤ其見込ヲ記載スヘシ

一 質入物件ヲ貸主ニ於テ使用スル方法、例ヘハ耕地ハ小作ニ入レ家屋ハ他ニ貸渡スノ類、其小作料家賃等ノ収入アルモノハ其収入ノ分配如何ヲ記スヘシ

一 当座預金貸越高 幾 口 金 何 円  
右貸越高ヲ根抵当品ノ種類ニヨリテ區別スレハ左ノ如シ

一金何円	幾	口	公債証書
一金何円	幾	口	株式
一金何円	幾	口	地所
一金何円	幾	口	家屋
一金何円	幾	口	信用

抵当品ニ依リ利息歩合ヲ異ニスレハ其最高最低歩合ヲ記スヘシ

借主ノ職業ニヨリテ區別スレハ左ノ如シ

一金何円 幾 口 農

一金何円	幾	口	工
一金何円	幾	口	商
一金何円	幾	口	雑 業
一金何円	幾	口	会 社

右ハ調査ノ標準ヲ示スニ過サレハ可也貸付金ノ性質原因償還ノ方法其他土地抵当貸ニ関スル契約書及地方ノ慣例等ヲ付記スヘシ」<sup>4)</sup>

なお、ここで繰り返し、年表風にその経過を略記してみよう。

A) 大蔵省 (官房)

「官房 秘二四六号」(上掲)

「官房 秘二四七号」(同じく上掲)

B) 秋田県内務部第五課 前田属

「土地抵当銀行制度調査上……左按郡市長へ内訓」(明治28年 5月24日)

C) 同第五課 加藤属

「土地抵当貸付金景況取調」(同年 7月 1日)

D) 「土地抵当貸付金ノ景況上申ノ件」(同年 7月23日)

県概況ノ土地抵当借入及農産物質入ノ南秋田・北秋田・山本・鹿角・由利・仙北・平鹿・雄勝(各郡)・秋田市

E) 「管下各私立銀行貸金ノ景況, 別紙調査項目ニ準シテ至急,

第873号

北海道

府 県

大蔵大臣

松方正義」(秋田県用箋)

F) 「私立銀行貸金景況調査之件

明治28年 7月15日

五 業 銀 行	進 達 書	同	7月11日
横 手 銀 行	同	同	6月19日
大 曲 銀 行	同	同	
大久保 銀 行	同	同	7月11日
本 荘 銀 行	同	同	6月 8日
平 鹿 銀 行	同	同	7月12日

### 3 「近畿三県」関係資料の性格

さて、ここで「近畿地方」と表題したが、前稿でも触れたように、筆者の含意としては、いわゆる「東北型」と対比すべき「近畿型」の抽出を構想したかったのであるが、率直に言って、いくつかの問題点に逢着せざるを得ないのが、現状といえよう。

ひとつは、すでに拝司静夫氏が指摘されているように、滋賀・大阪・和歌山の3県分の資料が欠落していることであり、繰り返し指摘してきた「県庁文書」と対比・整合させることが必ずしも可能ではないからである<sup>2)</sup>。ただ、拝司氏は指摘してはいないが、「兵庫県」ないしは「奈良県」と

いう用箋に報告されている資料も混在しており、「形式的」には秋田「県庁文書」とは一致しないものの、内実的には「県庁報告（土地抵当貸付実況調）」という形式をとっているのである。また、この小論では「三重県」を除外しており、拝司氏の区分とは異なる<sup>3)</sup>。

そこで、以下この小論では、京都府（与謝郡宮津町）、奈良県（郡山第68国立銀行・宇陀郡・八木銀行・宇智郡）、兵庫県（神戸銀行・姫路銀行・姫路第38国立銀行・明石第56国立銀行・豊岡銀行・篠山銀行・竜野町・赤穂町・淡路銀行）といった15の銀行・地域を検討してゆきたい。大阪府・京都府の主要銀行の報告は残存していないが、次の「神戸銀行」の「報告」の前書はよく「近畿型」の特徴を暗示しているように思われる。

「本銀行ハ主トシテ市内貿易商業者ノ便利ヲ図ルノ目的ニ出テ、設立ノ当時ハ諸預リヲ専ラトシ、事業ノ拡張ヲ図ルヨリハ、確實輕便ヲ旨トシ、企業者間ノ金融ヲ円滑ニシ、貿易ノ發達ヲ希図セルニヨリ規模亦大ナラス。殊ニ貸付金ノ如キハ市外ニハ皆無ト云ウノ状況ニシテ、以後年ヲ経ルニ従ヒ時勢ノ進歩ニ伴ヒ営業課目モ増加ノ必要ニ迫リ追々事業ノ拡張ヲ謀リツツアルモ素ヨリ前記ノ成立ナル計図着手ノ日尚浅ク未タ地方全般ノ実況ヲ熟知スルノ域ニ達セス殊ニ土地抵当貸付金ノ如キハ充分参考トナルヘキノ調査ヲナス能ハサルハ遺憾ノ至リナレトモ材料ノ乏シキ貸付区域ノ狭キ実ニ止ヲ得サルナリ故ニ日々取扱ヒタル多少ノ経験ト事実ヲ示シ聊カ左ニ開陳ス」<sup>4)</sup>と。これに対し、同じ兵庫県下でも明石郡所在の第五十六国立銀行は、報告冒頭でつぎのように述べている。

「都会ニ於テハ、国債証券会社株券等其他確實輕便ナル抵当物件種々アルニヨリ土地ヲ抵当トシテ貸出スモノノ如キハ甚タ稀ナリト雖モ地方ニ於テハ土地家屋ヲ除キ他ニ主要ナル抵当品ナシ。故ニ地方銀行ノ抵当ハ多ク土地ナリトス。サレハ其銀行ヘ書入ルル抵当ノ増減ハ畢竟金融ノ繁閑又ハ需要ノ度合ニヨルモノナレバ、今日土地貸付ノ現況ヲ以テ果シテ其傾向ノ暫次増加シ若クハ減少スルモノト云フヘカラス」と。

つまり換言するならば、京都ないしは山陰地方における製糸業・製茶業といった商品作物の栽培および販売に加えて、周知の「東山養蚕地帯」を背後にもつ横浜港に対比すべき貿易港神戸の存在が大きいことであろう。

この点は、さしあたり「小作率」にも、反映しているともいえよう。たとえば、東北六県の「県平均」の最高小作地率を手掛かりにすると、

「青森県・46.9%・1936年」,「秋田県・56.7%・1932年」,「岩手県・35%・1924年」,「山形県・53.6%・1931年」,「福島県・41.3%・1937年」という動向を示し、大正8年の「府県郡別小作地率」で見ると、岩手県盛岡市が70~75%、秋田県平鹿郡が65%~70%。山形市が60%~65%という比率を示している。これに対し、近畿地方では、「京都府・44.8%・1921年」,「奈良県・51%・1923年」,「兵庫県・52.7%・1921年」と大略大正末期に最高を示し、同じく大正8年の「府県郡市別小作地率」からみると、神戸市の95から100%を最高に、奈良県南北葛城郡・京都府紀伊・久世両郡ともに65~70%台を示しているのである<sup>5)</sup>。

このような「商品生産」の発展状況の相違を背景にした「小作地率」の展開状況の差異が明確に読み取れると考えられよう。

このようにみえてくると、ひとまず前稿と同じく「土地抵当の現況調査項目」を個別に摘記してみた

表1 銀行の土地抵当貸付

項目	銀行・地域名					
	京都 宮津町	奈良 郡山第68国銀	〃 宇陀郡	〃 八木銀行	〃 宇智郡	兵庫 神戸銀行
I. 銀行ノ土地抵当貸付ノ概況						
1. 土地抵当ノ傾向	異動ナシ	商工業発達漸増	28年7月以來漸増	増加ノ傾向	減少ノ傾向	土地抵当次第減少
2. 土地抵当ハ宅地カ農作地カ	農作地ノ増減ナシ	農作地主8	農作地ニ限ル	農作山林地主9	農作地ガ主	悉ク宅地ト附属建物
3. ソノ増減傾向	増減ナシ	宅地ハ次第二減	宅地抵当ハ好マズ	耕作地抵当増	宅地抵当減、農作地ニ移付	調査材料ナシ
4. 銀行ハ土地抵当ヲ好ムカ又宅地・農作地何レヲ好ムカ	不動産抵当取ラス利害得失区別ナシ	郡山ハ有価証券・株券ヲ好ム、在郷ハ土地	国債・地方債・鉄道株、農地・山林	好マズ、農作地ヲ好ム	農作地ヲ好ム公売ノ節高価ナシ	市街宅地ヲ好ム
5. 貸付利子ノ最高、通常、最低	平均月売分	年利1割5分最高	月1割2朱~1割	1割2分~8分、証券・株式ハ8分	農作地1円ニ15銭~7厘、宅地1銭3分~9厘	月1分、1銭9厘~3銭5厘
6. 期限又書換ノ度数如何	期限6ヶ月、延期多シ	12ヶ月期限ノ書換ハ稀	最速6ヶ月、延長2回	土地ハ6ヶ月~3年	期限6ヶ月、書換ハ宅地ニ多シ	書入ハ登記・公証スミ
7. 書換ハ証書ヲ新シクカ、又ハ延期証書ヲ付スルカ、費用ハ	日歩貸金ニ対シ一日重利子	延期証多シ費用ハ徴ス	書換証書ハ稀延期証書・別契約ニヨル	延期証書、重複利子ヲ授受	延期証書添付多ク費用ハ債務者自弁	書換費用ハ債務者負担
8. 書換毎ニ貸付利子ヲ高クスルカ	変更セズ	一般利子ノ高下ニヨル	甚ダ少シ	高クスル事実ナシ	精確ナ調査不可	書換毎ノ利子上ナシ
9. 銀行ハ抵当地価格ノ幾割定貸付クルヤ、宅地ト農作地ノ差ハ	売買実価ノ割合及ビ宅地ノ状態ニヨル	農作地ハ地価ノ0.7~1、宅地、0.5~0.8迄	田地ハ100円付50円迄、畑・山地ハ30~40円	6割以上9割迄、宅地ト耕作地別ナシ	農作地8歩、宅地6歩	土地ハ時価ノ7、8割。市街宅地ハ地価5~6割増。
10. 抵当地価格ハ如何ナル方法又ハ何ヲ標準ニ見積ルカ	現時売買実価5歩内外	農作地ハ地価、宅地ハ売買価	地価ハ土地台帳時価ナラ小作宛米	地価ニ依ル宛米・収益モ多シ	灌漑郷ノ便否、小作米ノ多少、土壤ノ善悪ヲ較量	売買価格ヲ標準
11. 登記済ノ土地ヲ抵当トシテ貸付クルカ	信用アルモノニ限り委任状添付	余裕アルトキハ登記ヲ経テ貸付	二番抵当ナシ	二番抵当ハナシ	絶エテナシ	
12. 抵当地流レノ割合ハ、宅地・農作地別ニ如何	取扱ヒナシ	宅地少ク、農作地多シ	流レ質ハナシ	抵当流レナシ	農作地8歩、宅地2歩	抵当流レナシ
13. 抵当流レノ土地ノ売却ノ難易度ハ如何、宅地ト耕作地トノ差ハ如何	取扱ヒナシ	宅地ノ方ヲ含ム、処分速キタメ	宅地ハ容易ナリ寒村デモ弊害ナシ	耕作地ノ方ガ便宜ナリ	公売地ハ困難宅地売却ハ最困難	調査ノ材料ナシ
14. 抵当流レノ土地ノ最初ノ見積リ価格トコレニ対スル貸付金額及ビ公売金額ハ	取扱ヒナシ	通常損益ナシ	一件モ実例ナシ	公債価格ト大差ナシ	調査資料ナク判明セズ	全上
15. 抵当流レ地ノ公売ア重ニ如何ナル職業者ニ帰スカ	取扱ヒナシ	耕地ハ農民、市街デハ商民	未ダ実例ナシ	農家ニ帰スルモノ多シ	篤実ノ農民ヨリハ投機的商人ニ帰ス	全上
16. 貸付金ノ返済ナキトキハ強制執行ト予メ借書証書ニ抵当物売却ノ委任状添付ノ場合ト執レガ通常カ	強制執行ナク只借書ノミ	強制執行ハ万止ムナキ場合、委任状添付通常	裁判所ニ仰グ国債・株券等ハ委任状ニヨリテ処理	返済請求ヲ法廷ニ訴フルカ普通、委任状添付管テナシ	強制執行多シ	強制執行ハナシ、委任状添付モナシ
17. 銀行ノ土地抵当ニテ貸付クル金額ハ、一口幾円以上ナルヤ又幾円ヨリ幾円マデノモノガ最多カ	制限ナク、大概50円以上3,000円迄	1口30円以上50円~500円最多	1口10円以上50円~200円多数	50円以上500円以下多シ	300円以上2千円迄ノ分多シ	土地抵当貸付甚少ナシ
18. ソノ債務者ハ如何ナル職業ノモノガ主ナルヤ、又諸職業者ノ割合ハ	農工商	村落デハ農家市街地デハ商業家	農業6、商業3、雑職1	農7分、商2分、工1分ノ割合	農業者8歩、他2分ノ割合	当行貸付金ハ製茶貿易商業者ガ10中8、9
19. ソノ債務者中如何ナル職業者ガ次第二増加シ、逆ニ如何ナル職業者ガ次第二減少スルヤ	増減ナシ	商農漸増工・士族ハ減縮	著シキ変動ハナシ農業者減退、商工業者増加ノ傾向	調査シガタシ	調査シガタシ	土地抵当ハ僅カノ口数ニテ増減ナシ
20. 土地抵当貸付金ハ如何ナル目的ニ用ユルモノカ主力(債務者ガ転貸ノ目的デ借受クルモノハ特ニ注意)	転貸目的(呉服トク・醬油又ハ油生燭・製糸)アリ	農ハ土地買収又ハ土木工事、商業資本ハ株券買収ト転貸	耕地ト山林買入ガ主、商業資本、株式払込等ハ少シ	事業用ニ供スルモノ多シ	事業用ニ供スルモノ多シ	全般ノ景況ハ認メ難シ
21. 書換又ハ抵当流レトナルモノノ最多ハ如何ナル使途カ若クハ如何ナル職業ノ債務カ	抵当流レ等ナシ	農ハ土地購入資金抵当流レハ農家ニ多シ	流レ質ナシ	判明セズ	判明セズ	



〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
姫路銀行	明石第56国銀	豊岡銀行	篠山銀行	龍野町	赤穂町	姫路第38国銀	淡路銀行
漸次増加傾向	漸増又ハ減少トイエズ	減少ノ傾向	漸次減少傾向	積減少スル如シ	近來稍減少	次第ニ増加	漸次増加
土地4, 宅地6	農作地8宅地2	農作地8宅地2	農地ハ宅地ノ2.3倍	農作地6宅地4	農作地7.9宅2.1	農作地9宅地1	土地抵当ハ田畑ノミ
土地6分, 宅地4分ノ増加傾向	増減比例シガタシ	宅地抵当漸増	共ニ減少傾向	農作地減少	農作地稍減少	農地増, 宅地減	實際ニ取扱ワズ, 不明
耕作地最モ好ム	農作地多シ	農作地ヲ好ム	土地抵当就中農作地ヲ可トスル	有価証券ニ垂キ土地抵当ヲ好ム	土地抵当ヲ好ム	一ニ有価証券次ニ農作地ヲ好ム	宅地ヨリ農作地ヲ好ム
耕地8朱~1割宅地9朱~1割2分	9分~1割5分	8分4厘~1割2歩	8厘5毛~1歩1厘	1割~1割2分	8歩~1割9歩2厘	9分~1割	日歩2錢3厘ヨリ3錢迄
期限ニ返金	度数不明	書換ナサズ	書換1度~10度	期限6ヶ月	6ヶ月, 5度以上アリ	書換稀, 1回位	土地抵当ニ限り1年
書換ハ債務者負担利子重複ハナシ	延期証書重複利子ナシ	「オドリ利息」ハ徴収セズ	延期証書ガ主	延期証書ヲトリ費用要セズ	延期証書ヲ徴ス, 登記料等負担	延期証書ヲ取り貸付継続	書換費用ハ借主負担, 手数料不要
当時ノ景況ニヨル	高クスルコトナシ	高クスルコトナシ	証書更新セハ利子低クスル	高クスルコトナシ	高クスル事実ナシ	高クスル事実ナシ	高クスル如キ事ナシ
時価ノ7歩位(耕宅地トモ)	価格ノ7, 8分	農作地ハ地価ノ7割ヨリ, 宅地ハ3倍迄	5割位, 尤モ借主引受人テ上下	6割マデ貸付ク宅地・農地差別ナシ	6割ヲ標準	抵当地価格ノ6~7割差ナシ	地価百円ニ貸付金百円
概略, 耕宅地共売買地価ニヨル	売買価格標準	売買最上価格ヲ標準	其町村ノ売買価格ヲ標準	売買価格ヲ標準	土地収益ヲ1ヶ年6歩ノ利率デ元金トス	豪農又ハ村役場他ノ間合ヲ平均	登記ノ際地価ヲ記入シテ標準トス
更ニ抵当トシテ貸付クルコトナシ	貸付クルコトナシ	充分見込ミアレバ再抵当トシテ貸付	僅少ナリ	価格ニ充分余裕アレバ登記貸付	書入レアル土地ニハ貸付ケズ	式番抵当トシテ貸付クルコトアリ	二番抵当トシテ貸付クル事アリ
宅地ガ多シ宅地7, 耕地3	土地価格昂進セシタメ抵当流ナシ	ナシ	凡ソ千分ノ一内外	抵当地流レナシ		宅地3割, 農作地1割, 雑品6割	明治22年開業以來抵当流レナシ
耕地ハ時価ニテ売却容易, 宅地建造物ハ幾分手数ヲ要ス	実価ナキ為売却スルハ困難	ナシ	農作地ハ売却シ易シ			売却シ易ク, 農作地ハ最モ便ナリ	頗ル容易スル時抵当流レアリト仮定シ, 売却セント
耕地1割3分, 宅地ハ1割6分	公売金額ハ不明	ナシ	大ナルハ貸金ノ4分小ナルハ9分トス貸金元利ヲ償エズ			最初ノ見込ミ通りニテ大差ナシ	公売シテモ損耗ナシ
商業者ニ帰ス	商農不明	抵当流レナキ為景況調査ノ材料ナシ	農家ニ多シ	抵当地流レナキタメ不明		郡村宅地及ビ農地ハ農, 市街地ハ貸家業者	農民ノ所有ニ帰ス
裁判所ニ仰グコトナシ, 売却ノ委任状添付ガ通例	委任状添付スルコトナシ	委任状添付ノ如キハナシ	強制執行ヲナスカ通常	裁判所ニ訴エタルコトナシ, 委任状添付ノ事実モナシ	委任状添付ヲ慣例ナルガ故強制執行ヲ裁判所ニ仰グ外ナシ	強制執行ガ至当	強制執行ハ通常ニシテ, 抵当売却ノ委任状ヲ付スコトナシ
200円以上2千円未満ノモノ多シ	500円以上3千円以下最多	100円以上140円最多	1口10円以上100円以下ノ者多シ	1口50円~200円マデノモノ最多	1口100円以上最多	500円内外ノモノ多数	1口20円以上50円~100円迄ノモノ多シ
農民3分, 商人7分ノ割合	商人最多	養蚕家・製糸家及ビ生糸商ガ8~9割	農家, 商人, 士族	農業5, 商業4, 雑業1	商業者4分6厘農業者4分5厘工業者9厘	農家6, 商家3, 工家1	農業者ニ多シ
農民特ニ減少商人, 米商人ガ多シ	多ク商人ノ為増減不明	増減ナシ	何レモ減少傾向	農業者ハ漸減シ, 商雑業ハ異動少ナシ	増減ノ差異ナシ	農商家次第二減	農業者漸次増加シ他ハ増減ナシ
農民ハ耕作地買入商人ハ商業資金必要ノ為, 転貸ハ甚ダ少数	商業上ノ資本ナラシ	転貸, 抵当流レナシ	大口ハ製糸・茶・紙其ノ他商用小口ハ多クハ生計融通ノ為	地所購買金, 商業拡張資金転貸スルモノ稀ナリ	過半ハ農工商業ノ流通資本ニ借セリ	農商及ビ雑業ニ用ユ, 転貸ハ高利ノ貸付ヲ営業トナス	土地売買及ビ農業用ニ使用転貸スルモノホトトナシ
書換或イハ延期証テ継続スルハ農民	書換ハ多ク商人ニシテ流質少ナシ	書換ハ極メテ僅少	消費シタルモノ多シ	書換ハ前項二者ニ多ク抵当流レハナシ	職業別ニ書換度数差異ナク, 使用目的ガ土地開修, 転借, 不動産買入ガ書換最多	総体抵当流レトナルコト少シ	全上, 別ニ記入スルコトナシ

表2 銀行以外の土地抵当貸付

項目	県名		〃		〃		兵庫		〃	
	銀行・地域名		京都	奈良	宇陀郡	八木銀行	宇智郡	神戸	姫路銀行	
II. 銀行以外ノ土地抵当貸付										
1. 各地ノ市街、村落ニテ土地抵当貸付業ヲナス者ノ概数	興謝群宮津町及近村落30戸	市郷通シテ大小約千人	毎町村ニ2～5名ノ貸金業者相当ノ利益アリ	添上郡ニツイテ多ク、八木80、高田20、板井20、今井20、御所20、田原本10、高取10	僅カニ10名位	営業免許者2人、無鑑札者16人	貸付業者3戸			
2. 是等貸付業者ノ盛衰ハ	近來著シク減少ノ傾キ	銀行設立テ衰退	手許ノ余有金、銀行ニ一時借入	近來増加傾向	銀行業増加、個人貸減少	貸借盛ナリ	漸次衰微ノ景況			
3. 是等貸付業者何レヨリ其貸付資金ヲ得ルヤ	所有者ガ通常預り金・銀行ヨリ	家賃ノ余沢、不足ノ時ハ銀行ヨリ	銀行ニ一時借入	自家貯蓄多シ、隣ニ銀行ヨリ借入	判明ナラズ	貸付所得ト銀行・富豪ヨリ融通	所有金ノ欠乏ハ重ニ諸銀行テ補フ			
4. 其債務者ハ重ニ如何ナル種類ノモノカ	製糸家、魚商、雜貨業ナド	農家細民ニ多シ	小資本家、商工業者、中等ノ農家	銀行ノ債務者ト同ジ	細農者ナリ	土地家屋所有者ニテ約40名	商業家、諸会社重役等ナリ			
5. 債務者ハ如何ナル使途ニ借受クルヤ	営業資本ニ充当	商工資本、在家細農ハ農具購入ハ家計補助	商業仕入金、植林、開墾等	大銀行ノ債務者ト同一	概シテ生計上ニ用イルモノノ如シ	借家建築カ商人資本用	重ニ商工業家ナリ			
6. 通常貸付金利率ハ	1割5分～1割	1割～1.5割	(不明)	銀行ニ全シ	1円ニ付キ1錢～1錢2厘	(不明)	商工業ノ資本金ナリ			
7. 通常貸付期限ハ如何又書換ハ通常ナルヤ	債務者ノ希望	6ヶ月、書換ハ通常ナリ	(不明)	銀行ヨリ高キ方	通常6ヶ月間、書換ハ通常ナリ	日、8～9朱ノモノ多シ	通常6ヶ月、書換ハ普通ナリ			
8. 書換費用ハ如何	債務者負担	利子ヲ徴ス	費用要セズ	銀行ト全ジ	債務者ノ負担	1ヶ月期限多ク口約延期	債務者負担			
9. 貸付契約ア貸付業者ノ徴求スル条件ハ如何	契約一式	利殖ノ外ナシ時価追貸付ク	返金不能ナラ名義切替渡シ	普通ノ書入証券ノ外徴スルモノナシ	調査材料ナシ	書換費用ハ債務者負担				
10. 銀行ノ土地抵当貸付ト比ベテ注目スヘキ調査項目	不始末ヲ生スルコト多シ									
① 銀行ノ場合ハ中産者以上ノ其他ノ貸付業者ノ場合ハ細民・細農ナルヤ	細民・細農	銀行ヨリハ中産以上ノ者細民・細農ハ貸付業者ヨリ	中産以下デモ、土地・物買アレバ低利・便利ナ銀行ヨリ借入	ソノ通り	銀行ハ中産以上、個人ハ細農	事実アリ	中産以上ニ限ラザルモ商業家ハ銀行ト特約ス			
② 銀行ヨリノ場合ハ事業用ノ資本ナルニ、貸付業者ノ場合ハ生計上ノ為、又ハ事業資金力	同様	銀行貸付ハ事業用、貸付業者ヨリハ生計用ト事業資金ガ混ズル	1日債弁償山林地所買入、株金払込用、銀行イ人外ハ生計用	御下間ノ通り	銀行ハ事業用個人ハ生計上ニ用ユルモノ多シ	事実アリ	銀行外ノ貸付業者ヨリ貸付ヲ受クル者、生計融通多シ			

項目	県名		〃		〃		〃		〃	
	地域名		明石第56国銀	豊岡銀行	篠山銀行	竜銀行	赤穂町	第38国銀	淡路銀行	
II. 銀行以外ノ土地抵当貸付										
1. 各地ノ市街、村落ニテ土地抵当貸付業ヲナス者ノ概数	郡下実ニ鮮少ニシテ、明石町1人ノミ	城崎郡19、気多郡15、美方郡21	大概350戸	当町村ニテハ貸付業者ハ少数	ナシ、余裕金ア貸付ケル23戸	姫路市内ニ凡ソ30余名アリ	福良町貸金合資会社ノミ			
2. 是等貸付業者ノ盛衰ハ	衰退ノ模様	盛ナル方	近年益々盛	近年盛ナル方ナリ	近年漸次減少	近年大ニ衰微	近年益々繁盛			
3. 是等貸付業者何レヨリ其貸付資金ヲ得ルヤ	自己資産ニヨル	自己所有金間々信用借	資産或ハ銀行ヨリ融通	他ヨリ供給ヲ求ムルコトナシ	銀行預金ヨリ引出シ貸付	銀行ヨリ借用ハ自分ノ資産	福良町有志預金・掛金、7千円ヲ資金			
4. 其債務者ハ重ニ如何ナル種類ノモノカ	市街ハ商業者、村落ハ農業者	農業家多ク、豊岡市街商業家	農業者ニ多シ	農業・商業ノ二者ナラン	小農者多シ	営業ナキ資産家ニ多シ	中産以上ノ農家、商家6、農家4			
5. 債務者ハ如何ナル使途ニ借受クルヤ	商業者ハ資本ニ農業者ハ肥料買入	農民ハ中産以下デ生計、商ハ営業資本	全上農業者(製茶養蚕)	土地購入カ営業拡張資金	土地ノ開修ニ使用スル如シ	農商業工業及貸付業者				
6. 通常貸付利率ハ	8分～1割2分	1割～1割3分	月平均1歩位	1割2分～1割3、4分	銀行ノ貸付歩合ト大差ナシ	銀行ト大差ナシ、転貸ハ高利	月8、9朱ナリ			
7. 通常貸付期限ハ如何又書換ハ通常ナルヤ	通常1ヶ年、書換ヲナス利子入レ置ク	1ヶ年以内、書換ハナシ	期限6ヶ月、書換ハ通常	6ヶ月、書換ヲナサズ延期カ通例	銀行ト大差ナシハ通常	1ヶ年、延期証書ヲ取り継続	1ヶ年、書換通常			
8. 書換費用ハ如何	債務者負担	債務者負担	債務者負担	銀行ト全ジ	銀行ト大差ナシ	銀行ト全ジ	総テ債務者負担			
9. 貸付契約ア貸付業者ノ徴求スル条件ハ如何	証書合式、期限、担保売却	返済セサレバ利子ヲ元金組入	徴求条件ナシ	普通ノ貸付条件ト全ジ	全上	全上	証人連署、弁償スル意味ノ文書ヲ			
10. 銀行ノ土地抵当貸付ト比ベテ注目スヘキ調査項目										
① 銀行ノ場合ハ中産者以上ノ其他ノ貸付業者ノ場合ハ細民・細農ナルヤ	中産以下ノ者多シ	中産以下殊ニ小農多シ	細民トニハ限ラズ	細民多ク、農業者重ク、商業者ニ輕シ	概シテ中産以下細民ナリ	中産以上6分細民4分概テ細農ニ多シ				
② 銀行ヨリノ場合ハ事業用ノ資本ナルニ、貸付業者ノ場合ハ生計上ノ為、又ハ事業資金力	生計上融通ノタメ	生計上ノ融通ノタメ	実存スルモノノ如シ	生計上融通ノモノ幾分多シ	事業用又ハ生計上ノ融通ノ為ナリ	商業資本ト土地買入ノ為、貸付業者カラハ生計上融通ノ為				

のが「表1」・「表2」である。

さきの「神戸銀行」に、端的に示されたように、海外貿易を基本とする、いわば「都市銀行」的ともいべき、「有価証券抵当」を基本する貸付業務の展開が一方で存在しているから、「土地抵当」は当然に「暫増」という記述もあるが、「減少ノ傾向」ないしは「次第ニ減少」の報告が多く、「異働ナシ」とか「暫増又ハ減少トイエズ」という報告もある。「土地抵当」の対象としては「農作地」の比重は高いが、「宅地」の割合も可なり高いが「宅地抵当」は減少傾向を示すという。銀行側も市街地「宅地」を好むという記述もある。貸付利子・期限・書換度数などは、東北地方と大差ないが、「抵当流レ」は少なく、したがって裁判所を通じての「強制執行」は殆どない。また「二番抵当」としての貸付が散見される。ただ「貸付金額」・貸付規模は大差ない。また「転貸ノ目的」では、地場産業との関連で、「呉服太物」とか「醤油・油生蠟」、「製糸」・「土木工事」資金などが珍しく、土地売買、「転貸ハ高利貸付」という記述もみられる。

明治維新期の為替会社に代わる国立銀行は明治10～12年にかけて、兵庫県内で6行設立され、最有力が姫路第38国立銀行（創立時の資本金23万円）で印南郡今市の商人地主伊藤長次郎の資金力を基盤としながら、地方官僚・士族も出資したという。明石第56銀行も明石に商人米沢長衛が設立し、頭取を務め、そのほか出石第55、竜野第94、篠山第137の各国立銀行は旧藩士族が設立者となった純然たる士族銀行だった。

#### 4 「近畿三県」資料の内容

さて、神戸銀行に代表される兵庫県に対して、林業県として特徴づけられる奈良県の場合、現在の南都銀行（昭和9年に成立）に合併・集中をみせる四つ銀行の合併経過について次のように語られている。

「奈良県は非常に小さい県で、しかも林野面積が78%を占めるところですので、吉野銀行が基盤としていた南部のほうは主として山林地帯で、木材産業が主でした。建築でも杉材は、今日ではあまり言われなくなったのですけれども、いわゆる吉野杉という全国有数な、上質の杉のできるどころです。尤も良質の檜は相当産出されますが、それに対して六十八銀行は奈良市を中心に平野部に主力を、また八木、御所の両行は平野部に主力を置いた銀行、ということでおのずから融資対象そのものが大別されて、南の吉野は木材を中心に融資する、六十八、八木、御所は北から中央部の繊維産業が重点になった、と言えましょう。現時点でも、木材産業と繊維産業とは両大関というような生産高でして、いまでもそれは続いています、いまはでやっておりますことからそれぞれのウエートは小さくなっていますけれども、その当時は県内におけるところのそれぞれの地方産業に対応した関係は、多分ございました」<sup>6)</sup>

「吉野杉についてちょっと詳しく申し上げると、前は多くは酒蔵用器に使われた、樽とか桶ですね。ホソといえは10何石、フトといえは30何石ぐらいですか、あれは全国的に吉野杉でつくられたものです。……吉野杉は品質で名が聞えているので価格も高いのですが、いまの建築は特殊のものは除き、つまり量さえあればいいので、質のことはあまり言われません。従いまして、高級なものの需要はぐんと減っています。それに高級なものになると合板にして使われることもあって、使用量は

一層減っています。一般材でも価格が高いという点ではありますが、やはり質がよいということと、戦中戦後を通じて相当乱伐せられました。…そうした変化の結果、林業家の立場からすれば、現在は投資としての回転が早くなってきている。というのは、酒蔵用器にするには、少なくとも樹齢60年以上のものでなければ使えない。ところが、一級の建築用材は大体34～5年で伐採できるわけですから、そういった面での回転率は非常に早くなってきている。」<sup>7)</sup>

なお、ここで六十八銀行が郡山第六十八国立銀行に由来することは周知の通りである。さらに、かかる林業・製材業との関連を考慮すれば、奈良県下の諸銀行と関連して、「銀行以外ノ土地抵当貸付」業者の数が兵庫県などと比べて奈良県下に多いのも当然のことと考えられよう。

## 5 小括

以上、繰り返し指摘しておきたい点は、主要な近畿地方府県たる大阪・京都の資料は残存していないのであるが、ひとまず前稿と比較していくつかの相違点を指摘できよう。

第一は、前述した神戸銀行に端的に示されているように、「土地抵当貸付」よりは「有価証券貸付」を基本としていることである。貿易業務を主要とする、いわば「都市銀行」的な存在ともいえる特徴ははっきりと確認できよう。

第二に、それは貿易港としての神戸に見られる特質であって、同じ県内でも明石第五十六銀行の場合には、明確に「土地抵当貸付」を基本としているのである。

第三に、貸付内容に関わって、「商品経済」的な内容を示す回答が多いように考えられる。農業以外の商業的農業や中小企業的な内容・記述が少なくない。

最後に、今後も続けて、同様な手法で、名古屋地方、中四国地方、九州地方にも考察・検討を加えてゆきたいと考える。

- 1) 拙稿「東北地方における『土地抵当貸付』の態様と性格」(『地方金融史研究』第35号, 全国地方銀行協会, 2004年3月刊) 97頁以下参照。
- 2) 秋田県庁文書(「自明治二十一年 至明治二十九年 第五課農商課事務簿 商工ノ部」。現在, 秋田県立公文書館に所蔵・公開されている)。拝司静夫「土地抵当貸付と銀行」(『資本主義の成立と発展』, 東京大学経済学会, 有斐閣, 昭和34年刊, 92頁以下)も参照。
- 3) 前掲, 拝司論文, 97頁参照。なお, 『地方銀行資料(三)』(『日本金融史資料』昭和統編, 付録 第三卷) 解題・「はしがき」では, 近畿地方として「滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山の各府県」があげられ, 三重県は「東海地方」に包含されているのである。念の為。
- 4) 日清戦争以後の神戸港の発展振りと後年金融恐慌期に大同合併する「神戸銀行」創設の経緯については, 高嶋雅明「兵庫県」(『日本地方金融史』, 日本経済新聞社刊, 2003年) 277頁以下参照。
- 5) 有元正雄他「都市別小作地率の史的分析」(『広島大学文学部紀要』第44巻特輯号2, 1984年刊) 16頁以下参照。
- 6) 「南都銀行頭取亀田源次郎氏との座談会」(『地方金融史研究』第5号, 1972年11月, 全国地方銀行協会刊) 30頁。
- 7) 上掲, 「座談会」, 31頁。

(2004年10月1日, 成稿)